

北陸新幹線延伸に伴う旧巨椋池干拓地の治水安全確保及び住民合意に関する意見書

北陸新幹線延伸事業（敦賀・新大阪間）における小浜・京都ルート案に関し、本町内の旧巨椋池干拓地における大規模な車両基地計画、及び地上（明かり）区間の設置は、本町の安全安心なまちづくりと住民の生活基盤に極めて重大な影響を及ぼします。

計画地である旧巨椋池干拓地は、宇治川や木津川に囲まれた低地であり、過去の甚大な水害を教訓として現在の治水・遊水機能を維持している極めて脆弱な地域です。ここに約 30 万平方メートルに及ぶ広大な敷地に最大 9 メートルもの大規模な盛土を行い車両基地を建設することは、周辺地域全体の排水機能を著しく低下させ、近隣住民や農地への水害リスクを致命的に高める懸念が払拭されていません。

また、地上区間の高架設置やルート選定に伴い、町内の第一種低層住居専用地域をはじめとする住宅や学校施設・事業所等の立ち退き、及び生活環境の破壊が懸念されます。これら住民の生活再建や営業補償、深夜に及ぶ車両基地の騒音・振動対策、工事車両の安全対策について、住民側への誠実な説明や合意形成がなされないまま手続きが強行されることは断じて容認できません。

京都府におかれては、地方自治体の長として広域的な安全と住民の平穏な生活を守る立場から、本町が直面するこれら局所的かつ致命的な問題点を重く受け止め、国及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（JRTT）に対して以下の措置を講じるよう強く要望します。

【要望項目】

1. 旧巨椋池干拓地への車両基地建設がもたらす周辺の治水・水害リスクへの影響について、京都府が主導して客観的かつ厳格な技術的検証を行い、その結果を広く開示すること。
2. 治水上の安全担保、及び明かり区間に伴う立ち退き・環境対策に関し、久御山町及び対象住民との間で完全な合意が成立しない限り、京都府知事として本事業への安易な同意や着工を認めないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日
京都府久世郡久御山町議会